

税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、複数の税務署の内部事務[※]を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しており、令和8年7月10日以降は、熊本国税局管内全ての税務署が対象となります。

当該実施に伴い、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

※内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・e-Tax(データ)により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

(注) 1 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。
2 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・国税に関するご相談(納付に関するご相談を含みます。)
- ・税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです

業務センターの名称	内部事務のセンター化の対象署			書面申告書等を提出する場合の郵送先住所
	都道府県	令和8年7月9日まで	令和8年7月10日以降	
熊本国税局業務センター 〔業務センター大分事務室 業務センター宮崎事務室 業務センター鹿児島事務室〕	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター ※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
	大分県	大分、中津、日田、佐伯、宇佐	大分、 別府 、中津、日田、佐伯、 臼杵 、 竹田 、宇佐、 三重	
	宮崎県	宮崎、延岡、日南、小林	宮崎、 都城 、延岡、日南、小林、 高鍋	
	鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター 鹿児島事務室

(注) 1 **下線太字**は、令和8年7月より新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署を示します。
2 熊本国税局以外の国税局でも「内部事務のセンター化」を実施しておりますので、詳しくは各国税局のホームページをご確認ください。
3 各事務室は業務センターの一部の事務を実施します。

詳しくは、熊本国税局ホームページ()をご覧ください。

◇パソコン及びスマホから(<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)



広報郵送料のご協力をお願いします。

本紙は毎月、町内配布とともにメール便でも配送しております。
現金や少額切手などで、送料負担にご協力ください。

送付先

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地
高森町役場 政策推進課 政策企画係 あて
☎0967-62-2913(直通)